

## 平成29年第6回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 平成29年6月1日(木) 13時35分から14時24分

2. 開催場所 保健福祉センター香北 2階大ホール

3. 出席委員 (16名)

会長	19番 原 心一			
会長職務代理	3番 公文 久郎	5番 森安 正		
委員	1番 三谷 富重	6番 水田 義郎	7番 上島 陽子	
	8番 岡田 修一	9番 村田 正博	10番 宗石 和彦	
	11番 横山 実男	12番 西岡 久	13番 堤 昭雄	
	14番 西村 広幸	15番 小松 和啓	16番 門脇 節夫	

4. 欠席委員 (3名)

2番 大岸 高晴 4番 三木 克司

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案	第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
	第2号	農地法第5条の規定による許可申請について
	第3号	非農地証明願いについて
	第4号	農地法第18条第6項解約通知報告について
	第5号	香美市農用地利用集積計画について(諮問)
	第6号	その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	西本 恭久
事務次長	西村 安史
農地主幹	公文 正志
農地主幹	山中 詩麻
農地係長	伊井 英智

7. 会議の概要

開会 (13時35分)

議 長

ええ、それでは本日の会を進めていきたいと思います。ええ、今日ここで会となりましたが、香北へ入ってきますと紫陽花の花が若干これから咲き、きれいに咲こうかなというふうな準備をしているというふうな感じでありました。まあ、あのう、田植えも忙しそうにされておりますし、また、あのう、雨が若干少ない気配があつてですね、紫陽花の方も何かこうちょっとだらっとしちゅうような感じがあります。やはり雨が降りますと紫陽花も元気になってくると思いますけれども、まあ、あのう、大雨にならないようにですね、まあ、災害にならないような雨になってほしいというふうな事を思います。

それでは本日の会を進めるに当たりまして、ええ、欠席の届が出ておりますのが、三木さんと、大岸さんから欠席の届が出ておりますのでよろしくお願い致します。なお、本日の議事録の署名人につきましては、横山さんと西岡さんをお願いを致しますので、よろしくお願いを致します。ええ、それでは議題に沿ひましてですね、順次進めて参りたいと思いますのでよろしくお願いを致します。

ええ、それでは本日の議案について順次入りたいと思いますが、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての説明をお願い致します。

事務局

はい、農地法第3条の規定による許可申請について説明致します。

1番、譲渡人、  
、譲受人、  
、申請地は土佐山田町楠目字城ノ間門1115番、地目は田、面積は545㎡、外37筆、計38筆で合計6,763.91㎡、譲受人の耕作面積は1,191.38㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由はその他(買い戻し)、権利の種類は所有権移転売買、資料は1で、10a当り564;530円で総額3,818,434円です。

2番、譲渡人、  
、譲受人、  
、申請地は、土佐山田町楠目字横田1200番、地目は畑、面積は512㎡、譲受人の耕作面積は5,877.71㎡、譲渡理由は農業廃止(他町)、譲受理由は隣接地の取得、権利の種類は所有権移転売買、資料は2で、10a当り1,000,000円で総額520,000円です。

3番、譲渡人、  
、譲受人、  
、申請地は土佐山田町佐野字ヲキダ659番、地目は畑、面積は535㎡、外6筆計7筆で合計8,253.00㎡、譲受人の耕作面積は17,474.76㎡、譲渡理由は子への贈与、譲受理由は親より受贈、権利の種類は所有権移転贈与、資料は3です。

4番、譲渡人、  
、譲受人、  
、申請地は香北町五百蔵字音ヶ畝1634番、地目は畑、面積は238㎡、外3筆、計4筆で合計1,182.00㎡、譲受人の耕作面積は97,749.99㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転売買、資料は4で10a当り250,000円で総額295,500円です。

5番、譲渡人、  
、譲受人、  
、申請地は香北町白川字宮ノ前1220番2、地目は田、面積は615㎡、譲受人の耕作面積は97,749.99㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転売買、資料は5で10a当り300,000円で総額184,500円です。

農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも不許可の要件には該当しないものと思われま

以上です。

議長

ええ、以上説明を終えましたので、ただ今より質疑を行いたいと思いますが、皆様方何かご質問があれば受けたいと思いますが、何かありませんかね。

はい。

事務局

すみません、事前に補足説明をさせていただきます。1番ですが、ええ、譲渡人がですね、平成24年に代物弁済した土地を買戻しをするものです。3番につきましては親子関係で子に贈与する案件となっております。4番、5番につきましては譲渡人が堰を植える事になります。

議長

ええ、以上補足説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

委員(5番)

議長、ちょっと。





します。

1番、貸人、  
、借人、  
、申請地は土佐山田町岩次字柳ガ久保21番1、地目は田、面積は1,199㎡、成立日、解約日共に平成29年4月30日、引渡し日は平成29年5月1日、解約理由は高齢化。

以上です。

議長

ええ、説明がありましたので、ただ今より、質疑を行いたいと思いますが、皆さん方より何かご質問ありませんかね。ええ、格段無いようですので、この件については報告案件ですので報告のみとさせていただきます。

ええ、引き続きまして議案第5号香美市農用地利用集積計画についての諮問であります、説明をお願い致します。

事務局

経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について説明致します。今年度につきましては、諮問という事で読み上げを止めておりますので、補足説明からさせていただきます。まず、8ページですが、この案件は中間管理事業の案件になりまして、ええと、公社にまず一旦貸しまして、この後ですね、  
さんに貸すようになっている案件です。

続きまして9ページ以降ですが、1番ですが、借受人は法人になっておりますが、この会社は香美市で今回初めて利用権設定をする会社になっております。農地所有的確法人の条件を満たしているものと思われまして、親会社は  
になります。

2番につきましては、借受人が新規就農者となりますが、40歳の女性の方です。今まで父親と一緒に葡萄栽培を10年位続けておるという事で問題無いかと思われまして。

ええ、3番と5番につきましては再設定という事になってます。同じ方の借受人ですが、受付順で番号が飛んでおります。

4番は、新規設定となっておりますが、実際はですね、4月までは利用権設定がされていた農地で、実際は再設定に近いような設定になっております。借受人は  
です。

6番もですね、この方も新規就農になります。年齢は29歳で男性です。以前、あのう、農業を行っている、法人の方で働いていたとの事です。この農地でカットねぎを栽培するというふうにおっしゃってございました。ええ、この後ですが、あっせんの申請も出ておりました農地を探しているという事です。

8番、9番ですが、借受人は酪農家の方です。一昨年までは年金の関係で娘に経営移譲しておりましたが、昨年からは経営を再開しており、この農地も引き続き借りるため、新規設定になっておりますが、実際は再設定のような設定になっております。

10番から12番につきましては再設定の案件です。

13番ですが、この方も新規就農者です。義理のお父さんと一緒に農業を行っておるという事です。この農地では粟を栽培する予定ですが、今後は大豆、アイ、麦を栽培予定で農地の取得も今後は考えておるという事です。

以上です。いずれもですね、農業安定基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長

ええ、以上で説明が終わりましたので、ただ今より質疑を行いたいと思いますので、まあ、皆様方でご質問があれば発言を頂きたいと思います。格段ありませんかね。格段無いようですので、ええ、採決に入りたいと思いますが、ご意見ありませんか。ええ、それでは議案第5号、香美市農用地利用集積計画の諮問であります、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

議 長

はい、全員賛成です。ありがとうございました。ええ、引き続きまして議案第6号、その他の件に付きまして説明をお願いをしたいと思います。ええ、最後の端にですね、借りたいという案件が出てきておりますので説明をお願いします。

事 務 局

第6号、その他、借りたいについて説明します。

1番、申請者住所、XXXXXXXXXX、氏名、XXXXXXXXXX、借りたい地区は中組、南組地区で面積は2,000㎡以上、地目は田、金額は10a当り10,000円、作付けは青ねぎです。

2番、申請者住所、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん、借りたい地区は明治、古町、南組地区で面積は1,000㎡以上、地目は田、畑、金額は相場、作付けは青ねぎです。

以上です。

議 長

ええ、説明が終わりましたので、またそれぞれ、担当といいますか、借りたいところが、まあ、ある程度絞られて地域を指定をしてくるので、まあ、あのう、市役所の方にもですね、台帳があって借りたい人はその台帳を見に来ておられると思います。まあ、あのう、貸したい人が農地があればですね、ぜひ、どう言いますか、報告というか、香美市の方に連絡を頂きたいと思います。

先般、中野でもですね、1件貸したいという土地がありまして、ええ、市の方には言っておりますけど、今まであまりにも耕作放棄地にしてあってですね、機械を入れて掘り返して、まあ、木の根っこまで出すには出したけども、まあ、地元の人と言われるのに結構石が出てきちゅうよというような事で言われてますんで、地元の方はなかなか借り手が無いがです。現状を知っちゃうので。そういう関係ですので、まあ、あのう、農地がどうしてもなくて、その土地でも借りたいと言う人がおたら石をですね、まあ、少しでも除去しながら、耕作していただければありがたいなあとというふうに思ってます。皆さん方で、もし、耕作放棄地になって、かなり迷惑をしゅうようなところがあればですね、地主さんに是非とも、まあ、この土地も誰か借りたい人がおるかもわからんき、貸しちゃって下さいねというふうなお話を繋いでいただいて、市の方へ連絡頂けたら非常にありがたいと思います。それでよろしくお願ひしたいと思います。ええ、この件についてはですね、まあ、こういう事で報告させていただきます。外にも事務局の方からその他の件でいろいろとありますのでよろしくお願ひします。

事 務 局

すいません、あの先月の許可申請の案件で報告させていただきます。まず、XXXXXXXXXXさん、18条の件ですが、審議の手前の段階と、まあ、却下に当たるという事ですので、まあ、却下という意見をですね、県の方に出せるという事ですので、もう既にですね、香美市の農業委員会から却下という意見をですね、出させて頂いております。まだ結果は出てないですが、そういう状況です。それと、XXXXXXXXXXさんの4条の一時転用についてですが、あのう、県の方にも出しておるところですが、結果はまだ出ておりませんが、ちょっと県の方が今懸念してるところがですが、既に違反転用だったと、十数年、それについて、許可を出せるかどうかというのを検討してるようで、スムーズに許可になるかっていう案件では無くなっているような状況です。仮に不許可になった場合に3条が今度出てきた場合にどうするかというところを、また、ちょっと委員さんの方でですね、検討というか、考えていかないといけないかなと今のところ思っています。すぐにはこの結果はまだ出ないとは思っております。それでですね、あの、すいません、それは以上です。

あのう、資料の方のちょっと説明をさせていただきます。先日、中間管理事

業のことで、どういうふうな関係かを話があったので、資料が、1枚、カラーのこういったのがあるかと思えます。ええ、上段の、あのう、全部はあれですけど、出し手のメリットっていうのがですね、左の中段辺りにありまして、まあ、貸し付ける方はですね、法的な機関が間に入る事によって安心して農地を貸せると。機構集積協力金というのがあるようでそれはある一定、交付されると。金額については、まあ、下段の方に書いてますけど、実際は、ちょっといくらかかっていうのは、あのう、把握できてないです。

3番について関連事業の活用で簡易な基盤整備も可能という、出し手のメリットがあるようです。受け手につきましては、まあ、同じように公的な機関が間に入る事によって安心して借りられる、集約した農地を利用できるということと、出し手の合意などがあれば、整備後の農地を借り受けが出来るというようなメリットがあるようです。ちょっとこの事業について私もあまり把握してないので、7月の農業委員会の後に農業公社の方がですね、最適化推進員の方と農業委員さんと意見交換をしたいと5月位に言ってましたので、その時に事業説明は合わせて来月になりますが、していただくと思っておりますので、その時に、分からないところがあれば、質問して頂けたらと思っておりますのでよろしくお願ひします。すいません、これについてはちょっと簡単ですが、以上で終わります。

議 長

ええっと、事務局の方から、説明がありましたけど、まあ、■■■■さんの問題についてはですね、県の方で香美市の農業委員会は否決で、返してくれえと言っても20年契約を、農業委員会としては書類で、きちっと受け付けているんで、まあ、それはできませんよという事で否決をしてあるという事で送ってあります。まあ、そういう事で判断をしていただけたらと思ひます。

そして、■■■■さんの件についてはですね、昨日も県で別の会があつて私、農業公社の方と農業会議の方と話が、することになりましたが、うちとしては■■■■さんの事を考えればですね、あそこを一時転用、3年間の一時転用は本人と約束をしますので、どうしても許可をしてほしいという事ですね、県の方には伝えております。ただ、あのう、書類で、審査をする段階、我々が審査をする段階になってませんので、まだ何とも言えませんが、私としては是非とも、香美市の農業委員会が決めて、ええ、可決してるものですので、是非ともそうしてほしいという事は伝えてあります。

実は昨日、土佐市の方から否決案の件が出てきました。土佐市の農業委員会は否決で。それはあのう、牛を育養するのに27年にですね、構造改善をした土佐市の中で、既に27年に違反転用で牛舎を建てちゅうというふうな事で、その後ですね、また、牛舎を増やして、ええ、し尿処理関係のですね、浄化槽等を付けてですね、その許可して欲しいというふうな事で申請が出ましたけれども、農業委員会については地元の人が非常に今厳しい見方ですね、許可をしたら皆が困るという事ですね、否決案件で出てきました。結局、昨日もですね、土佐市の方の農業委員会が否決をしちゅうという事であればですね、それは、あの県も我々、まあ、県の代表のその農業委員会の委員の中でですね、賛成するというわけにはどうもいかんだろうというふうな事ですね、否決で送りましたが、最終的にはどうなるかは聞いておりません。まだ、本人の考えですので。今はなかなかいろんな事業をする時にですね、家を建てたりとか、それから、農業用倉庫、工場が来て、工場を建てるについてもですね、資金調達の、資金の事まで言うてきます。ほんで、残高証明とかいう事も全部付けてこなあかんし、それから、お金を借りるやったら、借り入れ先の銀行からのですね、証明書を付けてくるとか、いう事がありますが、昨日の案件についてはそういう物は一切付けて、付けて欲しいと言ったらしいけど、付けてきてないと。本人曰く、私は貯金をする程お金は持ちあせんきという事で筆筒から出してくるような話をしよりましたけど、そういう話ではなかなか通らんような時代になって来ます。まあそういう事ですが、■■■■さんについてはで

すね、是非とも、まあ、説明をさせて頂いて、ご理解を頂きたいというふうに思っております。えっと、それと、あのう、もう1件は資料きちゅう、説明して。

事務局

すいません、農地付き空き家はいかがですか、あのう、説明資料が、2枚の分であるかと思えます。ちょっと突然出したのであれですが、あのう、以前からですね、あのう、今日来られてた定住推進課っていうのがですね、空き家バンクっていうのをやってまして、それに農地が付いておると、それを一緒に売りたいっていうのが持ち主の話が、要望が以前から出ておりました。それを農業委員会を通す訳じゃないですが、そういったものですね。売る、許可する方法として、ええと、そのプリント3ページにありますけど、このまあ、市の農業委員会、まあ、こういった方法でしておるといような例があったのでちょっと配らしていただきました。このやり方っていうのはですね、その家に付いた農地、例えば1a位の農地をですね、その絞ってですね、その地番を限定して、もうその農地については別段の面積が1aでいいと、まあ、香北でしたら30a、山田でしたら40aのところを1aに設定してですね。あのう、香美市が告示をしてその後に、3条申請が出て3条許可して、売買がなされた後、再度、この公告を1aを削除した物を告知して元に戻すと。次、売る時は1aで売れないという、その時限りのやり方を取っている市です。こういうやり方もあるという事です。このやり方も一応公告していきますので、あのう、農地法施工規則等ですね、あのう、特別な要件がありますので、これで出きるというやり方です。外にも、まあ、色々地域限定でですね、別段面積を設定してもいいのですが、このやり方だと限定的ですので、他に影響が少ないというようなやり方です。

議長

あのう、説明をさせて頂きましたけれども、突然の事でご理解なかなかなかったけんかも分かりませんが、実はですね、今日説明に来て頂いた住宅の定住化といいますか、若者をいかに、まあ、定住してもらおうかという事ですね。古屋のまあ、古い家、また農家住宅等々の空き家を処分をしたいという事で香美市の方にもですね、30件程。まあ、一応、その問い合わせがあったら紹介が出来る物を持ちゅうという事です。そうした中において、県外等でですね、その農家の家に家庭菜園的に、まあ、5a以下というふうな小さい面積の農地が付随をしちよった時に、その宅地の家と宅地は売れますけど、農地は売れないという事で、売主はですね、一緒に売りたいという希望が非常にある訳です。そうした時に下限面積設定をしますので、それ以下の物については農家でないと売れないというふうな事もあってですね、県外ではかなり、そのう、売りにくいというふうな事もあってですね、独自に私も香美市の定住促進課の中に議員の皆さん方がそういう事の勉強する会があってですね、そこで勉強してるらしいですが、農業委員会が認めてくれたらできるかえという話も再々聞きましたけれど、私も勉強不足で、その点についてはあまり、できるとかできんとか、よう言ってませんでした。下限の面積の話はしましたけれども、まあ、先日、5月6日、日本農業新聞にですね、全国で13市町村がですね、特例で要件緩和ということで、下限を1a以下という事で、随分前には島根県の雲南市か雲南町、それが新聞に出てました。最近は全国で13という事です。ええ、兵庫県の宍粟町か、そこなんかの記事が出てます。そんなことですね、まああのう、香美市についてもですね、そういうことで人が少しでも増えるというふうな事を考えればですね、まあ、あのう、農地が、狭い農地がひつついちゃう農家住宅を売りたい時に一緒に農地を売る方法というような事で色々検討させて頂いて次長の方も色々こう調べて頂いて、そういう方法もあるという事ですので、これを前向きにですね、香美市の農業委員会としてはちょっと取り組んでみたいがなというふうな思いをしております。まあ、あのう、ご報告をさせて頂いて、皆様方から色々、こう聞き合わせがあったりとか、まあ、他

のところで知り合いでそういう話を聞きちよったりしたらですね、是非とも取り組みをしていく段階で問題があれば、非常に困りますけども、まあ、問題がなければですね、こういう方法で進めて行きたいというふうな考えを持ってます。まあ、あのう、決定をせいとか決めえとかいうわけではありませんので、そういうケースが出てきた場合にみんなあいですね、ええ、協議をしながら、研究しながらですね、許可相当、許可はいかんという判断をしたいと思いますので、まあ、一つの課題としてですね、こういう取り組みを香美市の農業委員会が進めますよというふうなご理解を頂きたいと思いますので宜しくお願ひしたいと思います。何かご意見があったらありがたいですけど。はいどうぞ。

委員(5番)

あのう、うちの集落でも隣の集落でもこういう希望あります。あのう、大体、うちらあの方も菜園ていうか、まあ、一畝ではない、もうちょっと広いのが付いて、それを買えんと言うて、前の持ち主と仮登記みたいな感じにして作りゆう人もおります。これは是非進めていきたいそういう要望はものすごくあります。

議長

あのう、森安さんの話も早速ご意見頂きましたが、それをですね、下限面積が少ない面積やけれども、そのまま農家じゃない人が家庭菜園を作っていくっていう事については、あのう、どうですか。当面の放棄地にならんようにするためにはですね、いい方法やと思います。ただ、あのう、農地だけを買うってことにはなかなかいきませんので、家と一緒に付随をしてその農地を買う、いうことで許可はしたいと思います。ただ、何年か作りよったら家族が増えて車を置きとうなって駐車場になったりというふうな結果になるかもわかりませんが、それは、あのう、どう言うたらえいろう、それをしていかんよとかいう事にはなかなか難しいと思いますけど、まあ、将来的にはですね、今の農家でも駐車場が段々増えるというような事がありますので、そこのところはずつとこうしてぎっちり作らなあいかんよというふうな。そりゃあ、最初の話はそういうふうにしたいとは思うんですけども、将来考えればですね、まあちよつと変更になるっていう懸念があってもですね、仕方ないとは思いますが。まあ、是非、そういうところで、買いたい人が仮登記までしてわざわざ買うちゆうやったらですね、今後そういう方法があるので、まあ研究をしてみたい、そして、買う時には是非とも農業委員会と一緒に協議をしながらですね、買えるような方向で農地と一緒に買えるような方向で進んで行きたいという考えを持ってますのでよろしくお願ひ致します。

委員(16番)

自分もちよつと会長が言った事なんかマスコミ等で聞いたこと事があります。まあ、そういう事で香美市としても悩んでおったな、という、そういうやり方が出来出したかなという、ちよつと感じたことがあります。それとまあ、あのう、それと別ですけど、放棄地したところを借りていった人がもう返したと、作っていたけど、地主に返したと、ほんで放棄地になるって言う事でその地主さんが連絡というか、あのう、付きにくい場合に、元の、あの、作れる状態に作る、補助的なものよね。他人の、だから作ってもえいよっていう人が、その、自分で、その、木から色々あるのを撤去して、自分がお金を出してまではようせんが、その補助金的な事が地主さんと、地主さんがやっぱり、こう、なにやろうせん、申請をせんといかんじゃろうか、その、なかなか地主さんに接触が出来んとなると難しいかなとは思いますが、宅地の隣の畑なものでその人は困ってるのよ。作りゆう人が戻して、わしゃあ、戻したき、知らんていう形でなってるので、それをあのう、出来るか、出来んかという事で、まあ、たんねて行ったら地主さんに行き当たるとは思うんですけど、なかなか地主さんと接触が出来ないものでまあ、課題として。

議長

耕作放棄地再生事業という事業があるんですよ。

事務局

まあ、耕作放棄地になればですね、地主さんの登記なしで協議と勧告で中間管理に移しているのは出来るんですが、まあ、地主さんが1番意向が出て頂いたら、まあ、事業も使いやすいですけど、地主さんの意思が分からなくても公告とか公示によって出来ないことはないです。

委員(16番)

一応、まあ、農業委員会からも、連絡というか、はがき等は出さなあいかんろうとは思いますが、それと多分、耕作放棄地としての対象に登録をね、せんとね。まあ、今年、パトロールに行くので、それをその時にでもやろうかと思いう。

議長

まあ、そのそういう場合については、一応、耕作、パトロールした時に耕作放棄地になってますよと。それから、その後ですね、はがきを地主さんに送ってですね、この土地についてはこういう状態になっちゅうとどうしますかというふうな事の回答を貰いたいがですが、なかなか返ってこないというふうな事で苦勞しちゅうところがたくさんです。ただ、あのう、次の農業公社の、多分、弘田さんが来てくれると思いますが、その点についてはですね、県の公社に聞いて頂いたらですね、中間管理機構に貸してもいいですよというような返事を頂いた場合には、管理機構の方ですね、対応をしていただけたらと思います。そのう、耕作放棄地がどんな姿になっちゅうか、極端な話、もう重機で起こさんといかんような木になっちゅうとかいうふうな場合には、けっこうお金がかかると思いますので、その場合にどうなるのか。それとも、いながら草刈りばあの程度ですね、済ませるんだっただけですね、まあ後、誰か買ってもらうと、借りてもらうと言ってもですね、簡単に話が出来るとはわかりませんけど、そここのところの判断がですね、難しいところになります。ほんで、この会の時に是非、そういう皆さん方で、色々こう不安に思うちよったり、質問をしたいことがあったらですね、ひとつ、それを取りまとめちよいてもらうて、まあ、個人個人でご質問頂けたら非常にありがたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。すいません、最後になりますが、会議の場所、また、日程の変更があるらしいですので説明をお願いします。

事務局

はい、平成29年度の定例会の開催についてで、1枚の。11月の農業振興センター1階で場所があったんですけど、香南市役所の建て替えて農業共済が、この農業振興センター1階で事務所を開きまして使えなくなりました。急遽なので11月、急遽なので色々当たったんですが、結局もう香北の基幹集落センター、まあ、支所の隣にあるんですけど、そちらしか、まあ、空いてないという事でそちらを押さえています。まあ、11月は開催予定で、元々ですね、11月は香北やったので、香北に戻すので、もう10月はそしたら、土佐山田の3階会議室でやろうかという事でこの案を定義させておるんですが、どうでしょうか、よろしいでしょうか。

委員(16番)

近寄ってからじゃないとわからん。

事務局

場所はですね。香北支所があります。西側に2階建ての建物があるんですが、以前から。支所は建て替わってですね。

委員(16番)

支所を知らんで。

議長

支所知らん人おる。

委員(16番)

おる。

議 長 商店街へ入るきね。

委員(5番) 商店街がわからん。

事務局 地図をまた、配付するように致します。駐車場はあります。

委員(5番) 少のうても香美市の農業委員会は香北支所と物部支所ばあは知っちょつても  
らいたい。

議 長 えーと、本日はですね、与えられた議案については以上のような事です。あ  
のう、皆さん方から何かご意見またあればお聞きをしたいと思いますが、格段  
無ければですね、来月については推進委員さんにも全員にご案内を差し上げま  
すので是非、大勢の皆さん方にご出席をされたいというふうに思っております  
ので宜しくお願いをしたいと思ひます。本日はお疲れ様でした。ありがとうござ  
いました。

閉会 (14時24分)

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議 長 原 心一 

署 名 人 西岡 久 

署 名 人 植小尾 勇 